

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用^{など}

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月25日（木）

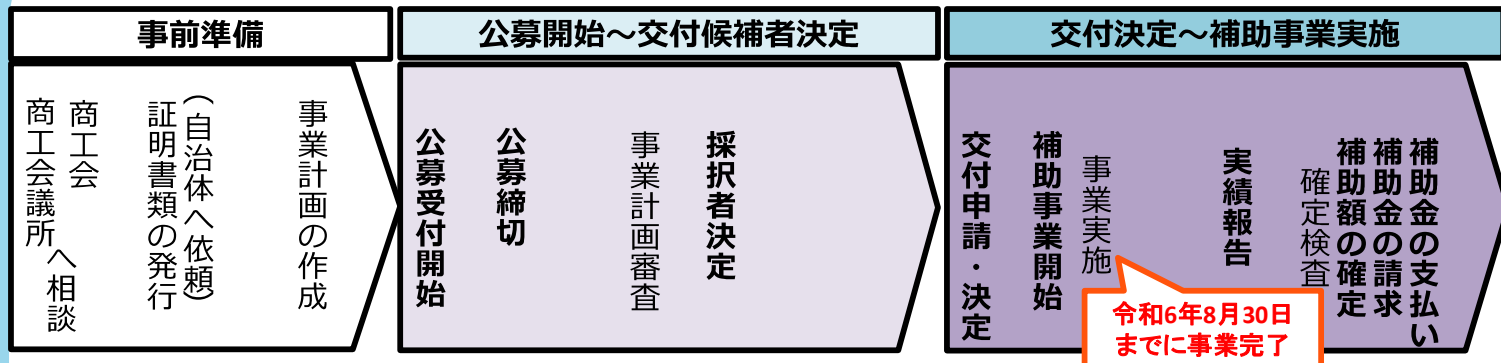
※申請は2月1日（木）より受付開始します。

※1次公募は2月29日（木）に締め切ります。

※1次公募締め切り後、速やかに2次公募を開始します。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

● 直接被害で申請する場合

⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）

● 間接被害で申請する場合

⇒令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

- 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下に該当する事業者
 - 被災が証明できる事業者
 - 国等が実施した災害支援策を活用した事業者
- 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
- 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者

（※1）過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子**や**テーブル**、**厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
富山県連 076-441-2716
新潟県連 025-283-1311
福井県連 0776-23-3659